

2015年2月3日

燃油サーチャージ等に係わるシンガポール競争委員会からの  
制裁金支払命令について

1. 経緯

当社は、2009年3月付公正取引委員会からの排除措置命令、課徴金納付命令を契機として、シンガポール競争委員会から調査を受け、全面的に協力してまいりましたが、2014年12月11日付で、制裁金支払命令を受けました。この度、諸般の事情を総合的に勘案した結果、次のとおり制裁金を支払います。

2. 制裁金額

SGD 662,142(約 57 百万円、為替レート:1SGD=86.8 円で換算)

なお、平成 26 年 3 月期において特別損失として計上しております。

3. 今後の対応

当社は、引き続きコンプライアンス体制の充実・推進を図り、独占禁止法を含む関連諸法規の遵守に努めてまいります。

以上

株式会社阪急阪神エクスプレス  
代表取締役社長 岡藤 正策